

白井市特別職報酬等審議会令和6年度第1回会議

1. 開催日時 令和6年9月2日（月）午前10時から正午まで
2. 開催場所 白井市役所東庁舎3階会議室302, 303
3. 出席者 福島会長、中村委員、霞委員、平川委員、松本委員、
飛田委員、川勝委員、海老原委員、吉澤委員
4. 事務局 永井総務部長、本橋人事課長、樋野主査補、菅沼主査補
5. 傍聴者 3人
6. 会議次第
 - 議題1 会長・職務代理者の選出
 - 議題2 諮問
 - 議題3 当審議会の担任する事務について
 - 議題4 会議の運営方法及び今後のスケジュールについて
 - 議題5 これまでの諮問及び答申内容について
 - 議題6 特別職（市長・副市長・教育長）の期末手当の支給月数について
 - 議題7 令和6年度人事院勧告の主な内容について
 - 議題8 その他

○事務局

これから第1回会議に入ります。

議題に先立ちまして、本会議の定足数を確認させていただきます。委員10名、定足数は過半数の出席としております。本日は、現在9名の方が出席されておりますので、本会議は定足数を満たしております。

では、次に議題1、会長及び職務代理者の選出についてです。

白井市附属機関条例第3条に、会長は委員の互選により定めるとありますので、自薦、他薦どちらでも構いません。どなたか意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

自薦、他薦がないようですので、それでは、事務局のほうから推薦をさせていただきたいと思います。

○事務局

では、事務局のほうからは、前回の当審議会において、学識を有する方に会長をお願いしてきた経緯があります。事務局としましては、再度になります。前回の会長でいらっしゃる福島委員さんを会長に推薦したいと思います。

○事務局

ただいま事務局から、福島委員を会長に推薦したいという申し出がありました。福島委員はいかがでしょうか。

○会長

結構です。

○事務局

ありがとうございます。

では、続きまして、職務代理者についてです。職務代理者は、白井市附属機関条例第3条第4項に規定されており、会長が不在の際に会長の職務を代理する方で、会長があらかじめ指定した方となります。

会長、どなたかお願いしたい方はいらっしゃいますでしょうか。

○会長

可能であれば、前回、同じように職務代行を担当していただいた委員にお願いできればと思います。

○事務局

ありがとうございます。

そうしましたら、前回、職務代理を担っていただいた委員にということでいただきました。

委員、よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○事務局

ありがとうございます。

それでは、会長は福島委員、職務代理者は委員となりました。どうぞよろしくお願いたします。

では、ここで市長から、当審議会に対する諮問を行います。よろしくお願ひします。

○笠井市長

白井市特別報酬等審議会会長、福島康仁様、白井市長、笠井喜久雄。常勤特別職の期末手当の支給月額について、白井市附属機関条例第2条の規定により、諮問します。1、市長、副市長、もしくは、教育長の期末手当の支給月数について、ということで諮問させていただきます。

どうかよろしくお願ひします。

○事務局

ありがとうございました。

では、ここで、会長になられました会長から、一言御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○会長

改めまして、福島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

一言だけ御挨拶申し上げますが、私、前回も特別職報酬等審議会の会長をさせていただきました。その後、答申をさせていただいたのですが、その答申を作るまで、皆様方から非常に貴重な御意見を頂きまして、各団体の代表の方、そしてまた、市民の方が非常に建設的な御意見頂きまして。

よく御意見を頂くときに、市民目線とか、そういうお話とか、団体の方から御意見頂くときもそうなのですが、どうもその団体の利益とか、あるいは市民の方の感覚的なお話になってしまうことがよくあるのですが、白井市に限っては、前回、非常に皆さん、白井市の未来を見据えた御意見ばかりで、非常に建設的な御意見を頂きまして、非常に私も勉強になりましたし、また、非常に白井市のレベルの高さといいますか、非常に将来を考えた御意見ばかりだったので、非常に私は、こういう素晴らしい、みんなで作っている市があるのだというふうに痛感した限りです。ですので、今回も、ぜひ皆様方の建設的な御意見を賜ればと思います。

会長として公正公平に進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

それでは、ここで、笠井市長におかれましては、この後、ほかの公務がありますので、退席とさせていただきます。

○笠井市長

皆さん、よろしく申し上げます。

○事務局

会長が決定しましたので、これ以降の議事につきましては、白井市附属機関条例第6条に基づき、会長が行うこととなっておりますので、会長において議事を進めていただきたいと思っております。

ここで、会長と少し調整をさせていただきたいと思っておりますので、5分程度休憩をいたします。よろしく願いいたします。

○事務局

会議を再開させていただきます。

ここから、会長よろしく願いいたします。

○会長

それでは、皆さんお揃いですので、これから令和6年度第1回目の白井市特別職報酬等審議会の進行をしていきたいと思っております。

先ほどお話しをいたしましたように、御挨拶で白井市の市民の方、そして団体の方に一言申し上げたところでございますけれども、答申が終わった後に、ぜひ、それを皆さんに御挨拶をしたいなと思ったもので、私も率直な気持ちを述べさせていただいた次第です。

また、その中で学識の先生方のことについて触れなかったのですが、先生方に、非常に

いろいろなサポートをいただきながら進めたところをごさいますて、全体的に本当に審議会として、一体となって審議ができたというところでもあります。今回もどうぞよろしくお願いたします。

そこで、委員の皆様におかれましては、先ほど事務局からございましたように、議事録を作る都合上、挙手をしていただいて発言を求めています。発言の際には、お手元のマイクのスイッチを押してオンにしてください。発言が終わりましたら、ハウリングが起こってしまいますので、オフにしていだければと思います。円滑な議事運営に御協力賜ればと思います。

それでは、今日のところに入りますが、議題の3でございます。当審議会の担任する事務について、事務局に説明をお願いいたします。

○事務局

議題3、当審議会の担任する事務について説明をいたします。

法律、条例ではどのように書かれているかということで、まず、地方自治法第138条の4第3項に書かれておまして、補助資料の1ページ目、地方自治法138条の4を読みます。普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の「附属機関」として、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問、又は調査のための機関を置くことができますとあります。

それを受けまして、白井市附属機関条例第2条及び別表で書かれています。

補助資料の3ページ目からになります。

附属機関第2条を読みますと、市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとするおまして、補助資料の4ページを開いてください。4ページ目の上から2番目に、白井市特別職報酬等審議会という欄がございます。その中に担任する事務として、市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬若しくは政務活動費の額又は市長、副市長若しくは教育長の給料若しくは手当の額について調査審議すると書かれています。

これまでに国から通知があったものを紹介いたします。

資料1ページ目、大きく三つ、昭和39年のもの、昭和43年のもの、昭和48年のものがあります。自治省、現在の総務省からの通知です。

補助資料の10ページを御覧ください。

昭和39年からあるのですけれども、特別職の給料を考える上では、第三者機関の意見を聞くことにより、より一層の公正を期する必要があると認められるので、そうしてくださいという通知です。

11ページを御覧いただき、昭和43年の通知です。主なものとしては、特別職の職員の給与内容の明確化、それと特別職報酬等審議会について書かれています。条例上の規定の整備等をしましよと書かれています。

最後、13ページを御覧ください、昭和48年の通知です。

上から5番目に「最近」とありますが、ここから、そのまま読ませていただきます。

一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用するむきが見受けられる。

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきであり、したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。

まとめといたしましては、先ほど市長からありました「諮問」、この諮問に対し審議をいただき、そして、答申をいただくというのが担任する事務ということになります。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

ただいま、この審議会について御説明をいただいたところですが、委員の皆様から質問や御意見があれば頂きたいと思いますが、どうでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、先に進ませていただきます。

先ほど説明ありましたように、機械的に決まっていくわけではないので、第三者的な立場から御意見を頂いて、それを答申として返すというのがこの委員会の役割ということでございます。

続きまして、議題の第4番目になりますが、会議の運営方法及び今後のスケジュールについてということで、こちらのほうも事務局からお願いいたします。

○事務局

資料は2ページ、補助資料は2ページに戻っていただいて、白井市附属機関条例を同時に見ながら説明を聞いていただきます。

まず「会議」ですが、会長が招集いたします。本日は第1回目、まだ会長が選出されておりませんでしたので、こちらのほうから皆さんにお願いをして今日集まりいただきましたが、次回からは会長が招集します。

その「招集」に当たっては、今後調整をさせていただいて、できそうなところをやるというイメージです。そして、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。先ほど

事務局のほうからも言いましたが、過半数、特別職報酬審議会の場合は10人が委員の数ですので、6人以上の出席が必要となります。議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

次に、「公開」の話です。原則公開です。ただし書きとして、白井市情報公開条例に定める非公開情報に該当する事項の審議を行うときは、公開しないことができる。と書かれておりますが、この審議会でお話しする内容は、特にそれに該当すると思われませんので、これまでも全て公開でやってまいりました。

次に、「傍聴」。会場の広さに応じて傍聴席を設けておりますが、通常、同じレベルの会場でやらせていただいておりますので、5人ということではやっておりますが、5人程度ということなので、5人過ぎたら駄目ですよとか、そういうことではないです。5人ぐらいということではやらせていただいております。

次に、「会議録の作成」。今、皆さんの前にICレコーダーがありますけれども、録音させていただきます。会場によっては、マイクを通じた音声録音されるシステムを使う場合もあります。この録音したものを基に逐語筆記、基本的には、発言した言葉をそのまま議事録として残しております。言い回し等により修正が必要な場合がありますが、基本的には、発言した言葉をそのままが文字起こししているということで理解してください。

次に、「発言者の表記方法」については、「委員」、「会長」、「事務局」というふうに書かれていて、例えば、会長がこのように言っている、事務局はこのように説明している、そして、委員なのですけれども、実際は、皆さんに発言いただくときに、●●委員がこう言っているというのはこちらで分かっている、皆さんに修正と確認をいただくときに、その「●●」という個人名が入っている状態で確認をさせていただきますが、最終的に公開する段階においては、「委員」とだけ表記します。

「会議録の確定」。確定された会議録については、ホームページや情報公開コーナーで公開しています。公開されるという前提において、御発言をしていただきたくお願いします。

以上です。

○会長

ただいま御説明いただきましたけれども、こちらのほうで御確認したいことや、あるいは質問、また、御意見があれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

○事務局

スケジュールを言うのを忘れてしまいました。ごめんなさい。

○会長

どうぞ。

○事務局

資料の3ページです。委嘱状にも記載されておりますとおり、任期は令和6年9月2日から令和9年の9月1日まで、3年間です。

まず、令和6年度のスケジュールについてなのですが、読ませていただきます。

今般の諮問については、市長、副市長、教育長の期末手当に係ることであり、条例を改正する必要がある場合は、令和6年第4回定例議会、これ12月議会のことです。に議案を提出予定であることから、答申を令和6年11月を目途にまとめたいというのが、こちら事務局としてのスケジュールといたしますか、お願いといたしますか。

ここで答申を頂いた内容に沿って、「よし、そのとおりに変えよう」となった場合には、今ある条例を改正する必要があります。条例を改正するためには、議会で議決が必要になります。議決を経て、初めて変えることができますので、今ちょうど9月の議会が始まろうとしているところなのですけれども、12月の議会に、条例改正を提案できるようにと思っております。

その下の三角、第1回会議は本日です。委嘱状の交付をしました。そして、この審議会の担任する事務等について、今日は説明をいたします。

第2回の会議を令和6年の10月中旬ということで思っております。諮問事項の審議。こちらでは、実際に皆さんに審議をいただきたいと思っております。なぜ中旬なのかと申しますと、一つは、千葉県の人件委員会勧告というのが10月の初旬に例年出るのですけれども、市特別職の期末手当を判断いただく一つの材料になるだろうと思ひまして、人件委員会勧告が出てからのほうが良いと思っております。

もし、この第2回会議で審議を尽くしていただき、終了となった場合は、その後、答申に向けての動き、もう一回会議をして、そこで答申内容を一緒にまとめるということもあり得ますし、内容が一つに決まっているということで、会議は開かずに会長と事務局とで調整をさせていただく場合もございます。第2回会議で審議をして、さらにもう少し審議する内容がある、もう少し欲しい資料等があった場合は、第3回会議も考えております。

こちらが令和6年の11月初旬、ここで審議を終了していただき、答申というのが我々としてのスケジュール案です。

そして、答申を頂きましたならば、答申を踏まえて市長が対応を決定します。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

議題4で、会議の運営方法と今後のスケジュールということで御説明をいただきました。会議の運営方法は、繰り返しになりますが、ここでの発言というのは、全てそれを筆記で起こして、会議録を市ホームページ、情報公開コーナーで公開をするということですので、そちらのほうは御了承いただければと思います。

ただ、委員の場合は、「委員」ということで名前が直接出るわけではないということで、唯一、発言者が特定できるのは会長ということをございまして、あの方、そこところは特定はされないというところですが、公開がされるということは御了承ください。

それから、今後のスケジュールのところ、12月の条例というのが、常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例というのがございまして、そちらのところ、またされるということで、議案が提出を予定されているというのが12月ということですので、このようなスケジュールになっているということでもあります。ですので、予定では、次回かその次、2回か3回目で審議を終え、答申に進んでいきたいというスケジュール感になっているということです。

ということで、こちらのほう何か御質問等ございましてでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、こちらのほうも特に質問なしということで、次に行きたいと思っております。

次は、議題の5になりますが、これまでの諮問及び答申内容についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

資料の5ページ目、横長の表を御覧ください。

これまでの諮問及び答申内容ということで、何年にどういう諮問があって、どういう答申を頂いた。そして、その答申を受けて、どういう対応をしたかという表になりまして、前期の特別職の報酬を決める上で、審議いただく際の資料に少し付け加えをしたものになります。

大きいところとしては、毎年必ずやっていたわけではないというのが一つと、平成27年を最後に、しばらくやっておりました。

前回、令和3年度末、令和4年の2月に開いた報酬審議会が直近ということになりまして、このときの答申が補助資料の14ページになります。

令和4年の諮問、市議会議員の議員報酬の額と、市長、副市長、教育長の給料の額について。このときは、この二つの諮問があったのですが、令和4年度に関しては市議会議員の報酬、そして、令和5年度に市長等の特別職の給料の額について審議をいただきました。

令和4年の市議会議員の報酬については、14ページ、15ページの答申がありました。そして、この答申に沿う形で議案を提出しております。

令和5年は、特別職、市長、副市長の給料の額について審議いただき、補助資料の16、17ページが答申です。この答申において、給料月額を上げようという答申を頂いて、これを受けて改定する条例案を議会に提出し、議決され、改定しました。特別職においては、実に30年ぶり、平成6年から、ずっと給料額は上がっておりませんでしたので、結果としては、給料そのものが上がったのは平成6年以来です。前回の審議会でもその間どういう経緯があったのかというのを審議していただきました。

このたびは、期末手当についての諮問です。答申を受けて、そのとおりにするかどうか

というのは、また別の話になりますし、その答申を受けた案で議案を提出したとして、また議会でどのような判断になるかもまた別の話になります。

担任する事務のところでも申し上げましたけれども、皆さんとしては、諮問に対して審議をし、答申をします。我々は、その答申を受けて、対応を考えるという道筋になります。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

前回のこちらの答申が、後でまた細かくお読みいただければと思いますが、この委員会から出したということでございます。

今、御説明ありましたように、この審議会としては、審議をして意見をまとめるというのがこの審議会の役割でして、最終的には、議会でこれを条例として、その答申を基に、それを認めるかどうかというのは、議員の皆さんがそれを決するということになりますので、あくまでも、この審議会では、答申を出すというのが仕事ということになります。当然ながら、答申は、議会としては、それを十分参考にしながら御議論をいただくということになりますので、それなりの意味は持つということではありますが、あくまでも意見をここで答申をすることであるという点、御確認をお願いできればと思います。

それでは、何か質問等ございますでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員

一つ質問したいのですが、この議題5の表の中で、どう見ればいいのかと思って眺めたのですが、21年に年間4.05に減となっていますよね。それから、27年に4.30月に増となっていますね。それで次、後ろのほうを見ると4.5という数字が出てくるのですけれども、この表では出てこないのは、令和6年というものが段がないから消えているという理解でいいのでしょうか。

それが1点と、それから、この令和6年2月27の答申の中には、特別期末手当の4.5というものが含まれているのか、否かということの確認をしたいと。

以上です。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

この表について、ちょっと分かりづらくなっているのですが、4.05に減ですとか、4.30に増というところで、期末手当の支給率の増減だけが書かれていますので、次回の審議までに、これまでどういう経緯をたどったかというところの期末手当の年度ごとの表をお示ししたいと考えております。

この表にところどころ出てきてしまっているのが分かりづらくなっているのですが、実

際は、市長、副市長、教育長の三役、特別職の期末手当というのが、変わっておりまして、平成27年のところで諮問に答申がありまして、給料月額、期末手当の支給率、いずれも引上げというところで答申頂いていますが、この期末手当に対する諮問をして答申を頂いたというのが、この平成27年のときが直近になります。

このときでいいますと、現下の社会情勢等を考慮し、引き上げることはやむを得ないと判断するという答申頂いておりまして、これを受けまして、当時、一般職の職員の期末勤勉手当の支給率の改定に合わせて、当時3.85月であったものを4.30月に引上げを行っております。

それ以降につきましても、ここに詳しい資料がないので説明が難しくなっているのですが、令和4年度、令和5年度と引上げを行っておりまして、現在は4.50月となっております。

次回、資料で、この変遷が分かるようにお示しさせていただきたいと思えます。

以上です。

○会長

よろしいでしょうか。

非常にいい質問で、この資料のこれがちょっと見にくいということで、貴重な御意見を頂いたと思います。市民から見ても明らかな、この経緯が分かるような資料を次回提出していただけるということですので、非常にいい質問頂きました。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また何かあれば御意見を、後で御質問いただければと思います。

それでは次に、議題6ですけれども、特別職の期末手当の支給月数についてということで、事務局からお願いいたします。

○事務局

資料は6ページになります。

御存知の方もいらっしゃるというのは重々承知ですけれども、そもそも特別職と一般職の違いって何かというのを、共通認識を持っていただくために御説明をいたします。

特別職と一般職とはということで、地方公務員法の第3条に書かれておりまして、これが補助資料でいう18ページです。

特別職というのは、選挙等によって就任する職、市長とか議員とかです。そして自由任用職。任命権者が任意に任用する。例えば、副市長とかですね。自由とはいっても議会の承認とかが必要ですので、選挙ではないということです。そして、非専務職で、委員会、審議会委員とか消防団員、皆さんもこの特別職に当たりますが、市長たちは常勤、毎日いる人、そして皆さんは、この会議のときに来ていただいて、審議をいただく非常勤ですので、そこが少し違うところになります。

一般職はといいますと、特別職以外の職員とありますので、ほとんどが一般職です。我々

もそうですし、今は会計年度任用職員といって、1会計年度のみ職員という人たちも一般職という扱いになります。

特別職と一般職という大きく二つ分かれているというのが、まず前提にございまして、繰り返しになりますが、今回は常勤の特別職の期末手当の額についての審議をいただくというふうになります。

下の黒丸、報酬、給料、手当の根拠ということで、どうしてこの額になっているのかというような数字の根拠がございまして、特別職、一般職それぞれ分かれております。

特別職は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例というのに基づいていまして、これが補助資料の20ページです。報酬について、細かい決まりが載っております。

そして、もう一つが、白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例。こちら22ページにあります。

今回のこの審議とは直接関係ないのですけれども、皆さんのことなので少し触れさせていただくと、22ページの上のほうに第2条報酬というのがございまして、ここで、第2条の第2項、附属機関の委員その他の構成員については、別表第2に掲げる額と決まっています。

別表第2は23ページです。

●●委員会は幾らと決まっていますが、特別職報酬等審議会は、この個別の記載がありませんので、「その他の附属機関」というところですね。こちらが皆さんが該当します。これに基づいて報酬を支払っているということです。ちょっと余談でした。

そして、特別職としては議員ですね。白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、こちらに基づいて、それぞれ報酬を支払っています。

では、一般職はどうか。一般職は、一般職の職員の給与に関する条例。もう一つ、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例。こちらが少し分かりづらいのですが、企業職員、具体的に、うちでは上下水道課の職員です。白井市は水道を持っています。水道は、企業と似たような会計をする部分がございますので、公務員でありながら、企業職員という特殊な性質を持っております。この企業職員だと何が違うのかというのは後で触れますけれども、企業職員に特化した条例もございます。

そして、白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

この三つが一般職の給料等に関する根拠です。

先ほどの企業職員ですけれども、白井は水道だけなのですが、例えば市営のバス、地下鉄、モノレール、ガスがあるとかありますね。それらを持っている市町村もあります。

ここから期末手当の仕組みです。共通点と、それぞれ違う点があります。

共通点は、6月1日及び12月1日に在職する職員に対して期末手当が出ます。こちらは一緒です。年2回あります。そして、基準日、6月1日とか12月1日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間による除算措置があると考えているのですが、1か月しか

いない職員と半年いる職員が同じボーナスをもらうというのは、感覚としてもちょっとおかしいですね。6月の期末手当、期末勤勉手当のときには、対象となる月が12、1、2、3、4、5という6か月の働きに対する手当なのですけれども、通常4月に新しい職員が入ってきまして、4月、5月と2か月しか働いていないけれども、我々と同じ期末手当というわけにはいかなくて、やはり決まりがあって、表に照らし合わせますと、2か月の場合は30%出るという約束があります。特別職においても、やはりそうですので、例えば市長になったばかりとか、1月から市長だったとかという場合には、それに応じて手当が除算されています。これは共通点です。

資料7ページ、特別職の仕組みについて話をします。常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の第3条にそのやり方が書いてありますが、基準日現在の給料の月額に、まず100分の15を乗じています。乗じて得た額を足して、足したものを基準額としますと、そこに対して100分の225を乗じると現在の条例はなっています。100分の100が1月としてこれを2.25月というふうに我々は言っているのですけれども、この2.25月が1回の期末手当のいわゆる月数になりますので、年2回あったとすると、足し算すると4.5月というふうになります。

勤勉手当は、特別職の場合はありません。特別職は期末手当だけです。勤勉手当はないです。期末手当としては、1回当たりが2.25月で、それが2回あったとすると4.5月というのを押さえてください。

次に、我々一般職です。一般職の職員の給与に関する条例第20条で、まず基準日現在で基礎額100分の122.5を乗じて得た額にと書いてありますが、1.225ということなのですけれども、基準額とはどのように計算するか。市長と違いまして、市長の場合は、先ほど100分の15を乗じるというふうに決まっていたけれども、我々一般職の場合は、職に級がございまして、1級から8級まで、その職位があります。それに応じて、まず給料月額に何パーセント乗じるかが変わってきます。8級だったら何%とか。その基礎額に対して、全ての職員が1.225月掛け算しています。これを年2回に合計すると2.45月です。

一般職の場合は、勤勉手当というものもございまして。期末手当は、役職により加算額は変わりますが、全ての職員が同じ掛け算をするのですが、勤勉手当の場合は、その名のおり勤勉ですので、どれだけ勤勉かということに応じて、少し掛け算が変わってきます。

①基準日現在の勤勉手当基礎額に100分の102.5、1.025とします。これが上限です。年2回ですので2.05月。そうすると、期末手当の2.45月と勤勉手当の2.05月を合わせますと4.5月。

特別職が期末手当として支給している4.5月。一般職が期末、勤勉手当両方を足した月数が4.5月ということで、同じということになっています。

8ページ目を御覧ください。

給与改定が行われる場合も、特別職と一般職は違います。

まず特別職ですが、社会情勢、市の財政状況、第三者意見、皆さんのような審議会です、

など様々な要素を勘案して決定しています。条例改正をするのは共通になりますが、先ほど経緯のところで申し上げましたが、平成6年から給料は据え置きとなっており、前回の審議を経て改定するという答申を頂き、それを踏まえて条例を改正する案を出し、議決されて、この令和6年4月から、約30年ぶりに給料が改定されました。毎年必ず変わるとか、何かののっとなって変えなければいけないということではないです。

では、一般職はどうか。国家公務員の一般職を対象とした人事院勧告というのがあります。ニュースとかでも言葉を聞くとお思います。こちらは、もう8月の初めに出ていますので、よく「人勧」と略しています。

そして次に、その人事院勧告を受けて、千葉県的一般職を対象とした千葉県人事委員会というのがあるのですけれども、こちらが人事委員会勧告を出します。これが10月の初め頃です。

白井市には人事委員会というのをございませんで、これらを参考にして、我々もどうするかを決めるのですけれども、均衡の原則というのが地方公務員法の第24条第2項にありまして、補助資料18ページですね。

第24条第2項で、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとありますので、均衡をとりましょうと法律にも謳われています。現実としては、ほぼ一緒と思ってもらってよろしいかとお思います。絶対にそうしなければならない、全く同じ数でなければならないということではないですけれども、ほぼ一緒と思ってもらえればいいかなとお思います。

ですので、民間は、最低賃金が最低賃金法に基づいて変わっていますが、我々の給料は、この条例に基づいて変わるのであるけれども、この均衡の観点から、毎年上がったり下がったり、両方可能性があります。

補助資料18ページの下からですね、18ページの下、さっきの第24条の下に第58条というのをつけました。

他の法律の適用除外というのがありまして、我々地方公務員は、直接は最低賃金に基づいていません。そうすると、会計年度任用職員は時間給で働かれていますのですけれども、中には、その最低賃金よりも一瞬低くなってしまうという方もいらっしゃるかとお思います。最低賃金法に基づいていませんので、その最低賃金が変わったとしても、イコール時間給が変わるということではないのですね。

ただし、全然関係ないかという、実際はそうではなくて、最低賃金がどうなったかというのを鑑みて、人事院勧告や千葉県の人事委員会勧告も出ますので、それらを考慮して我々も条例を改正するようになります。一緒の金額になるということではないですけれども、それらも考慮して、上がったり下がったりするということになります。

先ほど企業職員のお話をしましたけれども、企業職員は、この最低賃金に関係します。そこがちょっと違います。仮に、うちの場合は上下水道課の職員が、この最低賃金が上が

ったことによって、給料がそれよりも下回っていた場合には、最低賃金法にのっとった額を支出するということになります。そこはちょっと違うところですね。

ほかの労働関係の法律でも一部違うところがございます。

資料の9ページを御覧ください。

それでは、ほかの市町村がどうなっているかというのが、この表になりまして、9ページの上のほうにあるのは、近隣の市です。そして、下のほうにあるのが類似団体と呼ばれていまして、人口規模であったり、財政規模であったり、幾つかの観点から似ているところ、同じようなところという団体が決まっていますので、それぞれを出しました。

10ページには、この近隣市以外の千葉県の市を全部記載しております。市によって支給月数、役職の加算、市によって違うのが御覧いただけるかと思います。

近隣市の一番下に白井市を書いておりますが、支給月数が2.25、年間で2回あるので、4.5というのが資料1です。周りはどうかというのは、こちらで御覧いただけます。表に特別職と書かれていませんけれども、これは特別職の内容です。特別職は市によって違うということです。

11ページ、横長の表を御覧ください。

月数というのは書いてあるけれども、実際には幾らになるのかというのが、今回この表で表したものになります。

①の上の表が、この6月の期末手当の実際の額です。条例に照らし合わせて、そのまま表を当てはめたのですけれども、例えば市長、一番上、期末手当額としては、この右側から2番目のFのところですか。220万1,962円というのが6月期の期末手当でした。もし12月もこれと同じであったとすると、2倍ですので一番右の、今年としては440万3,924円という結果になります。

この次の議題で人事院勧告のお話をしますけれども、仮に人事院勧告のとおりとすればという、これはもしものお話です。②番はもしものお話で、そのとおりに上がったとしたらということで見てください。給料月額は一緒ですし、役職加算は一緒です。支給月数が0.05月上がっています。そうするとどうなるか。市長の欄だけ見てください。期末手当額、Fが225万895円というふうになりまして、さらに下の③番を見ますと、4万8,933円上がるということになります。年間にすると2回なので、右の9万7,866円。

これらを踏まえて、審議では一つの方法としていただきたいと思いますので、①は今の6月の実際の金額、②は、もしもこうだったらということ御理解ください。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

今、御説明いただいたように、この審議会で審議をするのは、特別職という特別な職、一般職とは違う性格の人たちの給与、期末手当について審議をするということでございます。

す。

特別職の場合は、先ほど説明があったように、特にここで審議するのは、住民によって選ばれた人、そして、その選ばれた人が任命して、議会で住民の代表者の同意を得て、その職に就いている人の期末手当を審議するというので、一般職の場合は、これは特別職以外の人で、必ず競争試験及び選考によって選ばれないといけないという手続を踏んでいる人です。あくまでも、一般職の人たちは、試験や選考を受けた「長の補助機関」という位置づけになっています。

ですので、ちょっと性格が違うということですので、特別職の場合は、必ずしも人勧に従うわけでもなく、新たな審議が必要ということになります。

一般職の場合は、人勧に準ずるとするのは、労働基本権が制限されているので、それを補完するということになってくるわけですので、ちょっと性格が違うということですので、その辺を踏まえた上で御審議をしていただくということになります。

周りの市等の状況も、先ほど丁寧に御説明をいただいたということですが、皆様方から何か質問や御意見があればと思います。先ほども頂いたように、資料がこの部分が見にくかったとかですね。

どうぞ、委員、お願いいたします。

○委員

1点、御質問させていただきます、事務局の方、御説明ありがとうございます。

9ページの令和6年6月期の期末手当の状況、補助のほうではない資料でございますね。こちらのほうで類似団体のところで、今おっしゃったのは、類似したのは人口とお話しされましたけれども、それだけでございますか。

○事務局

人口と財政規模が類似している団体を類似団体と呼んでおります。ごめんなさい、近隣市のところに、今、千葉県の市と、後ろに、ほか千葉県内の市というところも書かれておりまして、この中で、白井市の類似団体というところをどこかというふうには示してはいたのですが、次回、確認後、示させていただきますが、私が認識しているところだと、四街道市ですとか、茂原市を類似団体と認識しております。

正確には、いま一度確認した上で、どことどこが現在の白井市の類似団体かを示させていただきます。これは毎年、大規模に変わるものではないのですが、一部変わる場合がございますので。

過去には、印西市も類似団体ではあったのですが、現在は類似団体とはなっていない関係がありまして、再度確認した上で、今回は、この中でいうと、白井市の類似団体、近隣市、県内はどことどこかを正確にお示しさせていただきたいと思います。

○委員

ありがとうございました。であれば、次回可能であれば、その根拠となる数字、示して

いただけましたら幸いです。ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

類似団体、こちらのほうは、よく自治体が何かするときに、類似団体との関係というのを資料として作るというのが通例でございまして、こちらのほう、総務省のホームページ等でも類似団体の資料が出ております。類似団体がどこかというのが見られるようになっていますので、そちらのほう、また事務局から出していただければと思います。

ほかいかがでしょうか。

どうぞ、委員、お願いします。

○委員

次回までに資料の御提出ということをお願いしたいと思っているのは、結局この人事院勧告の月数、これがかなり参考になるので、これの過去何年かの人事院勧告で示された月数と、それから千葉県の人件委員会の人件勧告、これの同じように過去数年の支給月数について、資料をまとめて御提示いただけますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○会長 事務局。

○事務局

分かりました。御用意いたします。

○会長

そうですね。人事院勧告と千葉県の委員会の動向が見えるように御用意いただければと思います。

ほか、資料の点で何かございますでしょうか。

どうぞ、委員、お願いします。

○委員

三役、市長、副市長、教育長、これ原案どおり可決としか書いていないのですけれども、幾ら出るのでしたっけ。それを資料にして作ってきていただきたいのですけれども。前回4.5で、給料が上がったとしたら、ボーナスも上がるわけですし、それがどのぐらい上がったかというのを見せていただきたい。

○会長

事務局、お願ひいたします。それ、資料として作れますよね。

○事務局

確認ですが、前回の給料から上がって、その差と、今回、月数がもしこうなったら、さらにこうなるという両方のパターンという形でよろしいですか。

○委員

はい。

○事務局

分かりました。

○会長

それも資料として作っていただければと思います。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また後で気づきましたら、こんな資料もあったほうがいいんじゃないかというような御意見あれば、事務局のほうに御連絡をすればよろしいですかね。

そんなことで、今いろいろと御意見を頂きましたので、そういうのを参考にして、また事務局のほうで資料を精査していただくということで、次回審議をしたいと思います。

続いて、次は議題の7で、人事院勧告の主な内容についてですかね。それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局

資料は12ページを御覧ください。補助資料は25ページです。補助資料は総務省のホームページに載ってるものです。これも概要版になりますので、詳細版は同じ総務省のホームページに載っています。このホームページに載っている概要版をさらに幾つかピックアップしたものが資料12ページとさせていただきます。

この8月の人事院勧告の内容についてですが、何回も申し上げて繰り返して申し訳ないのですが、こちらは国家公務員の一般職を直接対象としているものです。厳密には、これが出たからといって、このとおりにするということではないのですけれども、先ほどの均衡の原則がありますので、全く無視するということも言えなくて、むしろ、感覚としては合わせていくようなイメージかなと思います。それは我々一般職の場合です。

特別職においては、さらに、このとおりにするということはないということは押さえておいてください。

では、人事院勧告では、どのようなことを言っているかポイントを言います。

上から読みますと、初任給を大幅に値上げとに言っています。職種によるけれども、2万円以上は上がるとのことです。

そして、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置いて、全部の職員を対象に引上げ改定をすと言っています。普通に試験を受けて入ると1級です。例えば係長とか、課長とか、部長とかというふうに役職が変わっていくと級が変わり、部長職が8級です。それを見ると、いわゆる若い職員に重点を置いてとあります。

そこに例が書いてありますが、1級の職員だと11.1%上がると、2級は7.6%というふうに、比較的若い職員が給料は低いのが通例ですので、そちらを上げていくということですね。ただし、全体としても上がりますよと言っています。

次に、期末勤勉手当ですが、年間で0.1月分の引上げとなりまして、現在が4.50月、これを4.60月とするあります。

11ページの表の下の方で、もしもこうだったらという表をお示ししましたけれども、こ

の根拠となっているのは、これです。

そして、一番下、給与制度のアップデート、初任給大幅値上げ、そして通勤手当の上限を月15万円に引上げとなります。当市はおりませんが、国家公務員の場合は職場がいろいろありますので、新幹線通勤の要件緩和があるそうです。

そして、我々一般職には、給料とは別に地域手当という手当があるのですが、もちろん国家公務員にもあります。こちらを現在は市町村単位で、白井は6%ですとか、どこは何%と市によって違うのですが、これを都道府県単位に広域化というふうに言っておりまして、そこに書いてあります白井市は現行6%から、千葉県が4%という区分になりますので、下がるイメージです。

ただし、千葉県全部の市町村が本当に4%かといいますと、やはり特例があるようなので、大きいところといいますか、財政、その市に存在している会社とか物価の関係で、ある市は何%ですよというような、特別なものもあるそうです。基本的には、千葉県は4%の区分に変わります。

配偶者に係る扶養手当を廃止、その代わり、子に係る手当を増額というふうになります。

繰り返しになりますが、これは国家公務員の一般職のことですが、これを基に千葉県人事委員会がどうするか、そして我々としてはどうするか。特別職だからといって全く関係ないというわけではなくて、これも一つの材料になるだろうということで今回お示ししました。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

こちらのほうが人事院勧告ということで、国の給与がというよりは、国家公務員の給与がこれで上がったりすると。あるいは、下がることもありました。今の傾向だと上がると。そうすると、それに倣うような形で、市町村の職員の給与も上がる人が多いということです。

極端には上がったりはしないというのは、これはラスパイレス指数という、国の国家公務員100とした場合に、給与がどれぐらいなのかというのを出すのを公表してしまっていて、当然、それが極端に高いと、今、地方交付税って国からお金をもらっているのですが、それがカットされたりするので、そんなことはできないので、大体このラスパイレス指数が多いところでも、100ちょっと超えるぐらいということになっているし、町村だと、よく100を割ってしまうところもあるというのが現実でありますので、大体それと同じように、均衡の原則というのがありますので、あと民間の給与も考慮しながらできているということです。そういう意味で、人事院勧告というのは基準となるということです。

それでは、こちらのほう、何か質問とか御意見とか。

どうぞ、委員、お願いします。

○委員

1点だけ資料のお願いをしたいというのは、一番肝腎かなと私、個人的に思っているのですが、市の財政状況、要するに収支の状況です。時系列で、そんな古いのまで要りませんけれども、そんな感じで資料頂くとありがたいなと。何かホームページ見れば分かるのであれば、すぐ見ますけれども、そういうのに整理していただくと、ありがたいなということ。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

事務局。

○事務局

はい、分かりました。確かに、単年度の収支はホームページにも出ているかなとは思いますが、近年のをまとめて、予算・決算ではこうなりましたというのを、幾つか概要として分かるようにしたいと思います。

○会長

お願いいたします。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題7はこれにいたしまして、続きまして、議題の8です。その他についてということで、事務局からお願いいたします。

○事務局

今説明した内容と、今、頂いた次への資料の要望、それらを踏まえて次回、第2回会議で皆さんに御審議をいただこうと思っております。

そちらに出ておりますが、皆さんと調整したいのですけれども、10日、15日、17日、26日を候補に挙げさせていただいて、今日、皆さんにお配りしている紙の表で、今日現在、分かっている自分の予定を頂ければありがたいです。

それを踏まえて、今後調整させていただいて、できれば全員来るところなのですけれども、人数的に一番多いところ等で最終的には決めさせていただきたいと思っております。決めるまでの間に一、二回、皆さんとやり取りがあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

補助資料の一番後ろです。ここにホームページ二つ載せているのですけれども、一つが、前回の令和3年度から5年度までが任期だった報酬審議会のページがございますので、そこに全ての会議の会議録と、答申の内容も含まれておりますので、御覧ください。

そして、人事院勧告です。概要のカラーの見やすいやつと詳細のやつ、両方とも総務省のページになります。こちらを御紹介して終わりにします。

そして、我々人事課のメールアドレス書かれておりますので、今後メールでやり取りす

ることが大変多くなると思いますので、定期的に御覧いただければと思います
差し当たり、9月中は何回かやり取りあると思いますので、御確認のほどよろしくお願
いいたします。以上です。

○会長

ありがとうございます。

何か今の説明で、確認や質問がありますでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、特に質問がありませんので、以上で本日予定をされていた議題が全て終了い
たしました。

これにて本日の審議会を閉会とさせていただきますと思います。

今日は、いろいろな御意見も頂きまして、また、円滑な議事運営に御協力いただきまし
てありがとうございました。次回もどうぞよろしくお願いたします。どうもお疲れさま
でした。